

後援名義申請等承認規程

特定非営利活動法人 全国言友会連絡協議会

第1条 趣旨

全国言友会連絡協議会（以下、全言連）は、その趣旨に賛同し、積極的に後推しする価値があると認められる講演会、研修会、講習会、啓発活動その他の行事等（以下「行事等」）に対して、以下に示す基準を満たすと認められる場合に、後援、協賛、賛助、監修等（以下「後援等」）の名義を使用することを承認する。

第2条 審査基準

2-1. 申請者が全言連の正会員である場合

全言連の定款第3条に定める目的に合致すると認められる場合、原則として事務局の判断によって承認する。但し、理事長が必要と認める場合は、理事会で承認の可否を協議する。

2-2. 申請者が全言連の正会員ではない場合

以下の項目を全て満たすと理事会が認めた場合、その判断に基づいて承認する。

- (1) 全言連の定款3条の目的に合致すること。
- (2) 全言連に対して後援等を必要とする合理的な理由が明示されていること。
- (3) 行事等の実施計画及び資金計画が妥当であること。
- (4) 特定個人或いは団体の利益の増進を主たる目的としていないこと。
- (5) 特定の政治上の立場或いは宗教上の信仰の主張や周知を主たる目的としていないこと。
- (6) 実施にあたって法令を遵守し、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられていること。

第3条 申請方法

3-1. 申請者が全言連の正会員である場合

行事等の開催要項やチラシ等を添付した上で、書面にて後援等を求める旨を事務局に申し出る。

3-2. 申請者が全言連の正会員ではない場合

行事等の開催要項やチラシ等に加え、事業の予算及び審査基準における(1)～(5)を挙証する書面を事務局に提出し、後援等を申し出る。なお、これらの提出がない場合、事務局は判断を拒絶することができる。

第4条 申請期間

後援等名義の使用を希望する行事等の1ヶ月前までに申請することを要する。なお、申請後に書類の不備が判明し、その修正を求めている間に行事等の1ヶ月前を超過した時は、事務局は申請を却下することができる。

附則

- ・この規程は、令和元年8月1日から施行する。

以上